

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年12月5日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 日本生命岡山駅前ビル
所在地 岡山市北区本町6-114番地ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 日本生命保険相互会社
住 所 大阪市中央区今橋3丁目5番12号
代表者の氏名 代表取締役社長 清水 博

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前：午前10時
変更後：午前9時

(4) 変更年月日

令和4年11月26日

(5) 変更する理由

顧客の利便性向上及び売場混雑緩和のため

2 届出年月日

令和4年11月25日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和4年12月5日から令和5年4月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課